

見積合せの実施について

下記のとおり見積合せを実施します。

記

1 見積合せに付する事項

- (1) 件名 : 政府所有（加工原材料用）外国産米穀の販売
- (2) 銘柄・数量 : 別紙1の「販売対象米穀一覧表」による。
- (3) 最低応札数量 : 1トン
- (4) 引取期限 : 令和8年3月末日（ただし、同日が引渡場所となっている倉庫業者又は再調製工場等の休日に当たるときは、その前営業日とする。）
- (5) 見積合せ方法 : 見積合せは、消費税及び地方消費税相当額を含まない、包装代（フレキシブルコンテナ使用料を含む。）込みの1トン当たり単価及び数量にて行うものとする。

2 見積合せに参加する者に必要な資格等に関する事項

次のすべての要件を満たす者とする。

- (1) 米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知。以下「基本要領」という。）に基づく加工原材料用米の有資格者であること。
- (2) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- (3) 食料安定供給特別会計（食糧管理勘定）事業用物品競争契約指名停止等措置要領（平成23年9月1日付け23生産第4314号生産局長通知）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 基本要領に基づく、資格の停止を受けている期間中でないこと。

3 見積合せ説明書、売買契約書案等の交付の場所、期間及び日時

- (1) 場所 : 東京都港区南青山1-1-1新青山ビル西館21階
伊藤忠食糧株式会社 米穀本部 米穀戦略部 加工業務課
掲載ウェブサイト
<https://www.itchufsm.co.jp/service/sales.php>
農林水産省農産局のウェブサイト（入札・定例販売情報）
https://www.maff.go.jp/j/seisan/notice/seifumai_teirei_1.html

- (2) 期間 : 令和8年2月6日（金）12時00分から
令和8年2月9日（月）17時00分まで
(ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に掲げる行政機関の休日を除く)

4 政府所有米麦情報管理システムの利用

本案件は、政府所有米麦情報管理システムで行う。なお、政府所有米麦情報管理システムにおける電子入札運用基準（平成20年4月1日付け19総合第2065号総合食料局長通

知。以下「運用基準」という。) 第3の2の(1)のアからエまでに掲げる事由により政府所有米麦情報管理システムによることができない場合は、紙によることができる。

5 見積合せの場所及び日時

- (1) 場所：東京都千代田区霞ヶ関1-2-1
農林水産省農産局農産政策部貿易業務課
- (2) 別紙2の「政府所有（加工原材料用）外国産米穀買受見積書」受付締切日時
ア 政府所有米麦情報管理システムを利用する場合
令和8年2月10日（火）13時00分

イ 紙による見積合せの場合

- (ア) 持参する場合 令和8年2月10日（火）13時00分
- (イ) 送付する場合 令和8年2月9日（月）17時00分必着
- (3) 開札日時
令和8年2月10日（火）13時00分

6 紙による見積合せによる買受見積書の提出場所及び提出方法

- (1) 場所：〒100-8950 東京都千代田区霞ヶ関1-2-1
農林水産省農産局農産政策部貿易業務課契約第1班
- (2) 提出方法
買受見積書は、封かんの上、封筒の表に朱書きで「2月10日実施分 政府所有（加工原材料用）外国産米穀の買受申込書」と記入し、5の(2)に定める締切までに(1)の提出場所に提出するものとする。
なお、郵送の場合は、特定記録等、記録が確実に残る方法により、送付すること。

7 見積合せの無効又は取消し

- (1) 競争参加に必要な資格のない者のした見積合せ及び見積合せに関する条件に違反した見積合せは無効とする。
- (2) 申込価格に円未満の端数を付した入札は、無効とする。
- (3) 同一の物品番号に見積合せ参加者が2通り以上の意思表示をした際の見積合せは、無効とする。

8 買受者の決定方法

- 次の方法により買受者として決定する。
- (1) 買受希望者から提出のあった見積書において、予定価格以上の見積書を提示した者のうち、高価の者から見積合せ対象数量に達するまでの者を買受予定者とする。
 - (2) 同価の見積書を提出した者が2者以上の場合は、見積書に記載された買受希望数量の多い者から、順次、買受予定者とする。ただし、同価かつ同数量の見積書の場合には、販売可能数量を買受予定者数で按分するものとする。
 - (3) 最後の順位の買受予定者の買受希望数量が先順位の買受希望数量と合計して見積合せ対象数量を超える場合は、その超える数量を控除した数量を販売数量とする。

9 契約書作成の要否

契約締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

10 契約情報の公開

次に掲げる事項を農林水産省のホームページに掲載することにより公開するものとする。

(1) 当該見積合せに係る契約者の名称

(2) (1)の者ごとの合計契約数量

11 同意事項

買受予定者は、次の全ての事項を同意する。

- (1) 包装容器は1トン単位のフレコンで、重量は平均量目であること。
- (2) 引渡し数量は、落札数量の5%の範囲で増減すること。
- (3) 引取期限（令和8年3月末日）までに、売買契約数量の全量引取りが行われないなどの契約不履行があった場合は、
 - ① 不履行が判明した時点で次回の見積合せに参加できること。
 - ② 政府所有米穀の買受資格を停止又は取消す場合があること。
- (4) 販売予定米穀の異物の混入限度は、農産物規格規程（平成13年2月28日農林水産省告示第244号）第2の2の(3)によるが、実際の販売米穀の異物の混入については、産地国や販売ロット等により差が生じること。
- (5) 買受者が用途限定米穀から発生する副産物を必要としない場合、廃棄又は用途外使用の承認申請を行うこと。

注) 農林水産省は、政府所有米穀の安全性を確保するため、販売直前にカビの混入がないか確認するとともに、カビ毒に関しては、試料を採取し、食品衛生法上等問題がないことを確認しています。

https://www.maff.go.jp/j/seisan/boeki/beibaku_anzen/kabikabi_doku_kensa_survei_llance.html

12 その他

- (1) 落札者が本件販売に係る契約を締結しないときは、基本要領に基づき政府所有米穀の買受資格の停止又は取消しをする場合がある。
なお、見積合せから契約までの期間に別添「政府所有米穀取扱い基本契約書(案)」が変更されたことにより、落札者に不利益が生じる場合は、契約を締結しないことができる。
- (2) 運用基準第6の5又は6に基づき、政府所有米麦情報管理システムによる日時を変更する場合は、同項に定める日時変更通知書にて通知するものとする。
- (3) 本内容に記載なき事項は、見積合せ説明書による。

令和8年2月6日

所在地：東京都港区南青山1-1-1新青山ビル西館21階
受託事業体名：伊藤忠食糧株式会社
米穀本部 米穀戦略部 加工業務課
担当：南 竹内 飯塚
電話：03-5771-7270

見 積 合 せ 説 明 書

この見積合せ説明書は、政府所有（加工原材料用）外国産米穀の販売に係る見積合せに参加しようとする者に、見積合せを行うため必要な事項（見積合せの実施についてに記載された事項を除く。）について説明するものである。

1 見積合せの心得

- (1) 見積合せ参加者は、あらかじめ、見積合せの実施について、見積合せ説明書、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成21年5月29日付け21総食第113号）及び契約書案の条項を熟覧の上、参加しなければならないものとし、これらの不明を理由として異議を申し立てることは出来ない。
- (2) 見積合せ参加者は、代理人をして参加させるとときは、その委任状を提出させなければならない。
- (3) 見積合せ参加者又は見積合せ参加者の代理人は、同一の見積合せにおいて他の見積合せ参加者の代理をすることができない。
- (4) 見積合せ参加者は、見積合せ時刻を過ぎたときは、見積合せすることができない。
- (5) 見積合せ参加者は、提出した見積書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

2 見積書の記載

- (1) 見積書は、特に指示がある場合を除き、別紙2の書式により作成し、封かんの上（政府所有米麦情報管理システムによる場合を除く）、申請者の氏名を表記し見積合せしなければならない。
- (2) 見積書に記入する数字は算用数字により鮮明かつ明確に記載の上、指定された期日までに提出するものとする。
- (3) 代表者欄には、買受資格の申請の際に用いた代表者の氏名を記入すること。
なお、代理人をして見積合せさせる場合は、代理人の氏名を記入すること。
- (4) 代理人による見積合せの場合は、見積書に競争参加者本人の氏名、名称等の表示とともに代理人であることの表示及び代理人の氏名等を記載するものとする。
- (5) 見積書（別紙2）は、販売対象米穀の数量の範囲内において買受申込数量（トン単位）及び買受申込単価を記入する。
なお、見積合せ参加者は、消費税及び地方消費税相当額を含まないトン当たり包装込みの買受申込単価を記載するものとし、販売代金の支払に当たっては見積合せ単価に数量を乗じた価格に消費税相当額を加算した金額を支払うものとする。
- (6) 見積書の数量は、特に指示がある場合を除き、トン単位とし、トン未満の端数は付してはならない。
- (7) 見積書の金額は、特に指示がある場合を除き、円単位とし、円未満の金額を付してはならない。
- (8) 見積書の訂正個所には、訂正印を押印すること。（ただし、価格を訂正した場合は無効とする。）
- (9) 提出済みの見積書の引換え、変更又は取消しはできない。

3 見積合せの無効

次に該当する見積合せは無効とする。

- (1) 競争に参加する資格を有しない者のした見積合せ
- (2) 買受申込みに際し、虚偽の申告をした者がした見積合せ
- (3) 委任状を提出していない代理人のした見積合せ
- (4) 見積合せ者の記名のない見積合せ
- (5) 見積合せ価格を訂正した見積合せ
- (6) 見積合せ価格に円未満の数を付した見積合せ
- (7) 見積書が所定の記載方法によらない見積合せ
- (8) 整理番号別の売渡数量を超えて見積合せした者の当該整理番号に対する見積合せ
- (9) 見積合せの対象とされる数量及び金額に係る記載が不鮮明又は不明確な見積合せ
- (10) 他人の代理を兼ねた又は2人以上の代理をした見積合せ
- (11) 見積合せ者が2通り以上の意思表示をした際の当該見積合せ
- (12) 見積合せに制限を設けた場合に、その制限に反して見積合せをした者の見積合せ
- (13) 電報、電信及びファクシミリによる見積合せ
- (14) 公正な手段によらない見積合せ
- (15) 前号までに掲げるもののほか、この説明書に定める条件に違反した見積合せ

4 同価格の見積合せ

- (1) 買受可能となるべき同一価格の見積合せをした者が2人以上あるときは、見積合せ数量の多い者から順次買受人とする。
- (2) 買受可能となるべき同価、同数量の見積合せをした者が2人以上ある場合は、販売可能数量を買受者数で按分するものとする。

5 見積合せ結果の通知

- (1) 政府所有米麦情報管理システムによる場合

見積合せの結果は、政府所有米麦情報管理システムにより翌日（ただし、翌日が行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に該当する場合は、これに次ぐ最初の開庁日とする。）までに申請者に通知する。

- (2) 紙による場合

見積合せの結果は、見積合せ参加者に対し、翌日までに原則として一般競争参加資格審査申請書に記載してあるFAX番号あてに連絡を行う。

なお、FAX以外の連絡方法を希望する場合は、令和8年2月9日（月）17時までに、了解を得ておくものとする。

- (3) 見積合せの決定が遅れる等により、翌日までに結果の連絡ができない場合は、別途連絡する。

6 公正な見積合せの確保

- (1) 見積合せ参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 見積合せ参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、見積合せを

公正に執行することができないと認められるときは、当該見積合せ参加者を見積合せに参加させず、又は見積合せの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

7 契約の締結

買受人は、買受決定の翌日から21日以内に契約書に記名押印の上、契約を締結しなければならない。

8 見積合せに関する問い合わせ先

東京都港区南青山1-1-1新青山ビル西館21階

伊藤忠食糧株式会社

米穀本部 米穀戦略部 加工業務課

担当： 南 竹内 飯塚

電話： 03-5771-7270

令和8年2月6日

【別紙2】

令和 年 月 日

伊藤忠食糧株式会社 米穀本部 米穀戦略部 殿

住 所：

商号又は名称又は氏名：

代 表 者 名 :

政府所有（加工原材料用）外国産米穀に係る買受見積書

下記のとおり買い受けたいので提出します。

記

(単位: トン)